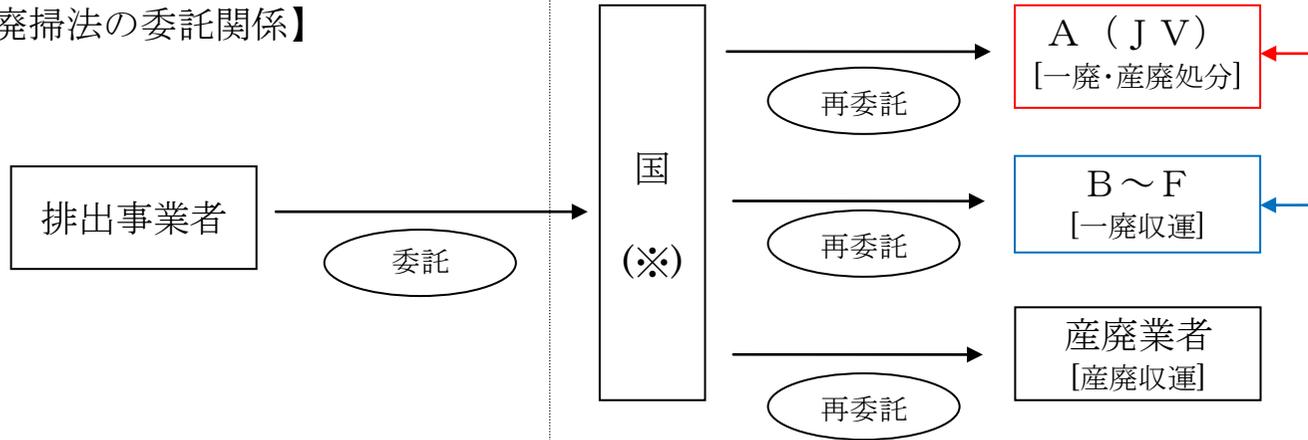


福島県内における特定廃棄物等処理事業のスキーム

放射能濃度 8,000Bq/kg 以下の
農林業系廃棄物等の処理
【廃掃法の委託関係】



特定廃棄物の処分の委託とあわせて
一廃・産廃の処分の委託を受ける者として、
業許可不要の者と位置付ける

特定廃棄物の収集運搬の委託とあわせて
一廃の収集運搬の再委託を受ける者として、
業許可不要の者と位置付ける

(※) 国は、施設設置者として、一廃・産廃
施設の設置許可を受けるとともに、技術
管理者を設置

特定廃棄物の処理
【特措法の委託関係】

